

水質検査料金表

(単位:円)

No.	検査コース・内容	料 金	備 考
1	第 1 コース 全項目検査・51項目	173,000	2～3年毎に定期的に行うことが望ましいです。
2	飲用水 第 2 コース 省略項目・11項目	9,500	全項目検査で不適合がない場合に定期的に行うものです。年1回以上行うことが望ましいです。
3	井戸水 第 3 コース 省略項目+推奨項目(6項目)	30,000	井戸水の検査の場合は、省略項目に加えて、地域の特性により必要な項目を併せて行うことが望ましいです。年1回以上行うことが望ましいです。
4	追加項目 指標菌(芽胞菌)	11,000	特に細菌による食中毒等の不安がある場合は、行うことが望ましいです。
5	工場排水 第 1 コース 生活環境項目・14項目	45,000	水質汚濁防止法による水質検査です。安全性が危惧される場合は、行ってください。
6	第 2 コース 健康項目・有害物質28項目	163,000	水質汚濁防止法による水質検査です。安全性が危惧される場合は、行ってください。
7	第 3 コース 工場放流水・8項目	24,500	河川等に放流する場合に安全性を確認するためには、行うことが望ましいです。
8	原水 39項目	120,000	飲用に適しているか確認する為、水質基準項目に基づき、消毒副生成物の11項目を除く39項目が検査されます。
9	PFOS・PFOA 有機フッ素化合物	51,000	水道水や環境中の有機フッ素化合物の濃度を測定するもので健康への影響が懸念されるため、水質管理上重要な検査項目です。

2024年作成

- * 検査料金は、税込み価額です。
 - * 飲用水(井戸水)の水質検査には、残留塩素の検査を追加して実施します。
料金は、無料です。
 - * 50人以上の従業員のいる事業所(小規模専用水道)においては、3年に1回の全項目検査(51項目)と年2回の省略項目検査を必ず行うこととなります。なお、全項目検査を行った年の省略項目検査は、1回となります。
 - * 井戸水の省略項目検査の際は、地域の特性などを考慮し、検査項目を追加して行うことが好ましいとされていますので、これまでの水質検査結果や県の指摘などから当協議会では6項目の推奨項目を追加した第3コースを設定しました。ご活用ください。
 - * 工場排水検査の第1コースの生活環境項目・14項目は、1日当たり50m³以上を排水する工場等に適用されます。安全性が危惧される場合は、行ってください。
 - * 工場排水検査の第2コースの健康項目・有害物質28項目検査については、全項目の検査でなく必要な項目のみの検査を行うこともできますので、ご相談ください。
- ※各検査コースの検査項目等については、別添資料をご参照ください。